

コロナ対策工夫して学習会開催

(3.7 近畿地協 2020 春闘学習会)

新型コロナウイルス感染により自粛ムードが広がるなか、3月7日、京都市で近畿地協 2020 年春闘学習会が開催され、関東、九州沖縄地協からの参加者を含め17人が参加しました。

開会のあいさつで辻副議長は「月刊・学習の友」から「団体交渉は英語でバーゲンという。今、日本では労働条件が下げ放題のバーゲンになっているが労使対等の立場で、本来のバーゲンの意味が実践されるよう頑張ろう」と述べました。

主催者を代表して岡野議長が、法的根拠のない安倍首相のコロナ対策をとりあげ、混乱した国民生活の実態を具体的に強調したうえで「私たちが常に疑問を持ち、学習して真実を見極めて交渉に生かしていこう」と述べ、コロナによる自粛のもとで学習会に参加された仲間感謝の意を表しました。



多岐にわたる講演に

関西勤労者教育協会副会長の中田進氏から「2020 春闘をめぐる情勢」と題して政治・経済状況や国民生活の実態、労働組合が春闘で取り組む課題など、ユーモアを交えた、熱い講演を受けました。

中田先生は、冒頭、新型コロナウイルス感染拡大問題に触れ、「インフルエンザでは全国で年間1万人近くの方が亡くなっているのに比べ、死者の数ではかたは少ない新型コロナウイルスで騒ぎ過ぎて、経済や商売まで大変な状況になってしまっている。騒動のしわ寄せは、常に弱者にかかってくる」として、後手後手にまわった対策や、休業補償の貧弱さ、全国一律休校などの現場の実態を無視した安倍首相の対

応を厳しく批判しました。

日本では地域別最低賃金で過疎が加速していることや、地域が荒廃し地方銀行の経営が厳しくなっている実態などを示し、政治の仕組みを変えなければ生きていけないところにまできている。

コロナウイルス問題で、経済が大変な状況になっている今こそ、財界がこれまで貯めに貯めてきた内部留保463兆円の一部を取り崩して全ての労働者の賃上げや中小企業に回すべきだと今春闘に向けた労働組合のたたかひの重要性を強調しました。

さまざまな工夫で

今回は2日間の当初予定を1日だけの学習会に変更したり、スクール形式から口の字型の机配置にしたり、分散会の代わりに全体討論を行うなど、コロナウイルス感染リスクへの対応にも留意したものとしつつも学習会の開催だけは譲れないという強い決意で臨みました。

全体討論会では参加者全員が発言し、10年間も賃上げがなされていない実態や、「顧客本位」と言いながら高い手数料収入を稼ぐような上からのプレッシャーが凄く実態、繰り返されるハラスメントや、やりがいの持てない仕事などで若年層の離職者に歯止めがかからない状況などが報告されました。

夜の交流会では、ワークルール検定問題の中からクイズが出されました。飲み食いしながら学習でき、さらに京都みやげの賞品までゲットできるということで、大いに盛り上がり、例年より少ない参加者であることを忘れさせられるようなストレス発散の場となりました。

今回の学習会開催には、いろいろと外部から横やりが入ったり、家族の理解が得られなかったりと、主催者側も大変苦労しました。

しかし、遠方からの参加者のキャンセルがほとんどなかったことや、旅館の人たちからも「キャンセルが相次ぐ中で、皆さんに来ていただいて涙が出るほど嬉しかったです」。中田講師からも「この時期に困難を乗り越えて学習会を開いた金融労連近畿地協に心より敬意を表します」などの言葉をいただき、参加者にも勇気と元気をもらえる感動的な学習会となったと思っています。

優越的地位による 「顧客本位」原則破壊を改めよ！

3. 12近畿財務局要請

3月12日に大阪総行動の一環として、みどうすじ総行動実行委員会と財務省・金融庁包囲近畿大行動実行委員会の共同で、近畿財務局要請が行われました。

今回は、新型コロナウイルス問題もあって、人数を絞った代表団10名での要請となり、金融労連からは4名が参加しました。



金融労連の参加者からは、コロナ対策の緊急融資制度の基準などの照会や、地方銀行の再編問題、手数料問題、京都北都信金でのパワハラ問題などを中心に要請を行いました。

特に手数料問題では、『顧客本位』の業務運営の原則が、金融機関の優越的地位の乱用によって『収益本位』に逆戻りして、利用者、特にインターネット難民・キャッシュレス難民と言われている高齢者や中小業者などの社会的弱者に店舗統廃合ともあいまって犠牲を強いる形で現れている。その最たるものが両替手数料や硬貨入出金手数料だ。手間ひまかかると言うのであれば、機械でカウントするのに101枚で手数料550円、201枚で1,100円のように2倍も手間ひまかかるわけでもなく、入金額の金額を上回るような手数料は誰が考えてもおかしい。これは個別の経営判断で済まされる問題ではなく、金融庁の掲げている方針・大原則にも反している行為であり、ただちに改善指導されるべきものだ」と強く申し入れました。

この日の要請に対する回答は、4月8日に予定されています。

コロナ対策で怖いのは

新型コロナウイルスの感染を恐れるあまり、高齢者が外出を控えすぎて「動かないこと(生活不活発)」による健康への影響が心配される。日本老年医学会は3月13日、高齢者が気を付けたいポイントを発表しました。

家に閉じこもり、一日中テレビを見て過ごすなどの日が続くと、生活不活発によって身体や頭の動きが低下し、歩くことや身の回りのことなど生活動作

が、しにくくなると指摘。こうしたフレイル(虚弱)が進むと、体の回復力や抵抗力が低下するとして予防を呼びかけています。そのために▽座っている時間を減らし、立ったり歩いたりする時間を増やす▽自宅でできるラジオ体操やスクワットなど足腰の筋肉を強める運動、人混みは避けて散歩する、などを勧めています。

またバランスのよい食事を3食欠かさずとり、体調を整えることや、口の清潔を保つため毎食後と寝る前の歯磨きの徹底、できれば電話も活用して毎日おしゃべりをするのが口周りの筋肉を保つことにつながるとしています。(しんぶん赤旗3/17より)

新型コロナで

自宅待機の賃金は？ 学校休校の賃金は？

雇用主の都合で休業する場合は、正規・非正規を問わず、本来は雇用契約に基づき賃金は全額保障されるべきものです。

労基法でも最低で6割以上の賃金を保障しなければなりません(26条)。労働組合に入って請求していくことが必要です。

「無給で自宅待機」とされていた非正規労働者を、労働組合が要求して「撤回」させ、さらに子どもの学校休校で休暇を取っても有給となる制度を実現しています。

政府は、賃金全額を支払って休ませる場合(特別休暇)、1日8,330円を上限として会社に助成金を出すとしています。しかし、上限を超える分は会社の持ち出しとなり保障はありません。会社に求めたり、労働組合で交渉して実現させることが大切です。

体調不良で新型コロナかどうかわからないのに休めば、会社に休業手当の支払い義務はかかりません。会社から体調不良なら休むよう言われていれば有給です。休むと賃金が削減されるような会社では感染防止にはなりません。予防措置を取ることは職場のためにもなります。有給での休業(特別休暇)を求めていくことが大切です。

4月から上がる銀行の手数料など(税込み)

- ゆうちょ銀行ゆうちょ間送金(ATM)
月1回まで無料 ⇒ 回数に関わらず100円
 - ゆうちょ銀行の振替口座加入者への通知郵送無料 ⇒ 1通につき110円
 - みずほ銀行振込(ATM、同一店内、3月以降)
現金3万円未満 110円⇒220円
現金3万円以上 330円⇒440円
キャッシュカード 無料⇒220円
 - 三井住友銀行の手形・小切手帳代金
1冊2,200円 ⇒11,000円
- 5月からは三菱UFJ銀行提携コンビニATM手数料も引上